

串間市「地域おこし協力隊」募集プロモーション業務委託
公募型プロポーザル実施要領

この要領は、「串間市「地域おこし協力隊」募集プロモーション業務委託」の受託候補者について、公募型プロポーザル方式により受託者を決定し、契約を行うための必要な手続等について定めるものである。

1 業務概要

(1) 業務名

串間市「地域おこし協力隊」募集プロモーション業務委託

(2) 業務内容

別紙「串間市「地域おこし協力隊」募集プロモーション業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期限

契約締結の日から令和元年9月30日まで

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

(2) 市税等の滞納等がない者

(3) 暴力団、又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある団体でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

(5) 直近3ヶ年において、毎年1件以上の自治体単独での移住や地域おこし協力隊募集相談会の業務実績がある者

3 提案に係る日程

(1) 広告・実施要領公表 平成31年4月5日（金）

(2) 質疑受付期間 4月5日（金）～4月12日（金）午後5時必着

(3) 質疑回答期限 4月15日（月）

(4) 参加表明書提出期間 4月16日（火）～4月19日（金）午後5時必着

(5) 提案書類提出期間 4月22日（月）～4月26日（金）午後5時必着

(6) プレゼンテーション及び

ヒアリング実施日 令和元年5月上旬（プロポーザル参加者に別途通知する。）

(7) 審査結果通知及び公表 令和元年5月中旬

4 担当部署

串間市総合政策課企画係 担当：武田

〒888-8555 宮崎県串間市大字西方5550番地

TEL：0987-72-1111（代表） 内線333

FAX：0987-72-6727

MAIL：kikaku@city.kushima.lg.jp

5 参加予定確認書の提出手続

本プロポーザルへの参加表明する者は、次のとおり書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

- ① 公募型プロポーザル参加表明書（様式第2号）
- ② 会社の概要資料（パンフレット等）

(2) 提出期間

平成31年4月16日（火）～平成31年4月19日（金）午後5時必着（厳守）

(3) 提出場所

「4 担当部署」のとおり

(4) 提出方法

持参又は郵送に限る（提出期間内必着）。

(5) その他留意事項

- ① 提出期間内に参加表明書が到達しなかった場合は提案書を提出できない。
- ② 参加表明書の作成又は提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- ③ 提出された参加表明書は、返却しない。
- ④ 提出後における参加表明書の差し替え又は再提出は認めない。
- ⑤ 参加表明書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書を無効とする。
- ⑥ 郵送等の通信事故において、市はいかなる責任も負わない。

6 提案書の提出手続

(1) 提出書類

① 提案書（様式第3号）

ア 表紙のみ「様式第3号」を使用すること

イ A4版・両面印刷可・長編綴じ。資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折りにして綴じ込むこと。

ウ 提案書中には提案者名が判別できる記載を行わないこと。

エ 業務実施体制が分かるものを含むこと。

② 業務実績書（様式第4号）

直近3ヶ年の業務実績の概要を記載すること。

③ 見積書（任意様式）

ア 業務ごとの明細が分かるようなものであること。

イ 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積書の上限は「7 提案上限価格」に示す費用の上限額を予定価格とする。（消費税額及び地方消費税額を含む。）

④ 業務工程表（任意様式）

業務実施に伴うタイムスケジュールを記載すること。

⑤ 各種証明書等

ア 登記事項証明書（現在全部事項証明書）

イ 印鑑証明書

ウ 決算報告書（直近1年分）

エ 納税証明書

（「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書）

(2) 提出部数

原本1部 写し7部

(3) 提出期間

平成31年4月22日（月）～平成31年4月26日（金）午後5時必着（厳守）

(4) 提出場所

「4 担当部署」のとおり

(5) 提出方法

持参又は郵送に限る（提出期間内必着）。

(6) その他留意事項

① 提案書の作成又は提出に係る費用は、提案者の負担とする。

② 提出された提案書は、返却しない。

③ 提出された提案書は、提案資格の確認及び受託候補者の特定以外に提案者に無断では使用しない。

④ 提出後における提案書の差し替え又は再提出は認めない。

⑤ 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とする。

⑥ 郵送等の通信事故において、市はいかなる責任も負わない。

7 提案上限価格

本業務の提案上限価格は、1,998,000円とする。（消費税額及び地方消費税額を含む）

8 実施要領に対する質問

(1) 提出期間

平成31年4月5日（金）～平成31年4月12日（金）午後5時必着（厳守）

(2) 提出場所

「4 担当部署」のとおり

(3) 提出方法

- ① 質問書（様式第1号）
- ② 「4 担当部署」へ持参、FAX 又は電子メールにて提出すること（提出期限必着）なお、口頭（電話等）での質問は受け付けない。

(4) 回答方法

質問への回答については、市公式サイト（URL <http://www.city.kushima.lg.jp/>）において公表する。

9 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提出された提案書等を基に、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 実施日

令和元年5月上旬（プロポーザル参加者に別途通知する。）

(2) 所要時間

プレゼンテーション 20分
ヒアリング 10分 合計 30分

(3) 開催場所

串間市役所内（未定）

(4) 審査基準

別紙「串間市「地域おこし協力隊」募集プロモーション業務委託審査基準」を参照のこと。

(5) その他留意事項

- ① プレゼンテーションの参加人数は、1提案者につき3人までとする。
- ② プレゼンテーションは、提案書の内容に沿って行うものとする。
- ③ プレゼンテーションには、「串間市「地域おこし協力隊」募集プロモーション業務委託審査基準」に記載されている内容について重点的に説明を加えること。
- ④ プレゼンテーションに必要な機材等は、スクリーンを除き、提案者が用意すること。
- ⑤ プレゼンテーション及びヒアリングは、提案者が一者の場合でも行う。
- ⑥ 提出された提案書等に添付していなかった資料を新たに提出することはできない。

10 受託候補者の決定方法

- (1) 提出された提案書を基に、プレゼンテーション等を通して、別紙「串間市「地域おこし協力隊」募集プロモーション業務委託審査基準」に基づき、審査委員会の議を経て、当該業務について最適なものを受託候補者として決定する。
- (2) 審査委員の審議は、非公開とする。
- (3) 基準点は300点（60点×審査委員5名）とする。全ての提案者の提案内容が基準

点に満たない場合は、受託候補者なしとし、このプロポーザルは流会とする。

(4) 受託候補者は、審査委員全員の合計得点の最高得点者とする。ただし、基準点を満たしていること。

(5) 最高得点者が2者以上いる場合、以下の審査項目順に、得点が高いものを候補者とする。なお、審査項目の比較は、点数差が出るまで、①から順に比較していく。

① 提案内容

② 業務実績

③ その他提案

④ 業務実施体制

(6) 次順位者の繰上げ

受託事業者が委託契約を履行できない何らかの事由が生じた場合、次順位以下となった提案者のうち、評価等が上位であった者から順に、委託業務についての交渉を行うものとする。

11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合

(3) 本要領で示された、提出期限、提出場所、提出方法、その他留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

12 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果については、業務委託候補者決定通知書（様式第5号により、提案者全員に通知する。

(2) 審査により特定された受託候補者の名称と提案された企画の概要及び選定理由を市公式サイト（URL <http://www.city.kushima.lg.jp/>）において公表する。

(3) 審査経過及び審査内容については、串間市情報公開条例（平成12年串間市条例第58号）第11条の規定に基づき不開示とする。また、審査結果に対する異議等については、一切応じない。

13 各関係法令の遵守

受託事業者は、各関係法令並びに串間市条例、規則、規定及び要綱を遵守することを誓約するものとする。